

長崎県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、令和5年4月26日から長崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年12月18日長崎県指令18市町振第754号）第13条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 古庄 剛が長崎県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する。

なお、長崎県後期高齢者医療広域連合長職務代理者の表示の形式は、次のとおりである。

令和5年3月24日

長崎県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 田 上 富 久



表示の形式 長崎県後期高齢者医療広域連合長職務代理者  
長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 古 庄 剛